

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

訓 令 県立高等学校の寄宿舎舎監業務囑託取扱要綱の一部を改正する訓令 人 材 政 策 室 1 頁

訓 令

教委訓第3号

各県立高等学校

県立高等学校の寄宿舎舎監業務囑託取扱要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月24日

三重県教育委員会教育長 向 井 正 治

県立高等学校の寄宿舎舎監業務囑託取扱要綱の一部を改正する訓令

県立高等学校の寄宿舎舎監業務囑託取扱要綱（昭和48年教委訓第1号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項に掲げるもののほか、別表に掲げる無給休暇を付与するものとする。

第9条の次に次の1条を加える。

（育児休業及び部分休業）

第9条の2 囑託舎監の育児休業及び部分休業は、一般職非常勤職員の例によるものとする。

第14条の次に次の別表を加える。

別表

| 区 分 | 内 容 |
|---------|--|
| 介 護 休 暇 | 要介護者の介護を行う職員が、当該介護のため勤務しないことが相当であると認められる場合 連続する93日の範囲内において必要と認められる期間 (注意) 2 参照 |

(注意)

1 要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態について初めて介護休暇の承認を請求した時点において、次のいずれにも該当する職員に付与するものとし、1日、半日又は時間を単位として付与することができる。

ア 任命権者を同じくする職（以下「特定の職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である職員

イ 要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態について初めて介護休暇を使用しようとする日から起算して93日を経過する日を超えて特定の職に引き続き在職することが見込まれる職員（当該日から1年を経過する日までの間に、任用期間が終了し、かつ、任用期間が更新されないこと又は特定の職に引き続き採用されないことが明らかであるものを除く。）

ウ 1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの

2 要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態となった日前において介護休暇を使用したことがある場合、介護休暇の期間は、次のとおりとする。

93日 - 要介護者の介護を必要とする一の継続する状態ごとにそれぞれ初めて介護休暇の承認を受けた期間の初日から最後に承認を受けた期間の末日までの日数を合計した日数 の範囲内

3 介護休暇の取扱い及び手続は、本要綱に定めるもののほか、一般職の常勤職員の例による。

第1号様式を次のように改める。

(第1号様式)

任 用 通 知 書

| | |
|----------|---|
| 名 前 | |
| 職 名 | 囑託舎監 |
| 勤務学校名 | |
| 給 料 | 基本額 月額 円 加算額 勤務1回につき 円 (5時間未満の勤務の場合 円) 及び通勤手当相当額を支給する |
| 任用期間 | 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで (ただし、勤務すべき日は校長が別に定める。) |
| 休 暇 | 有給休暇 1 年次有給休暇 |
| | 無給休暇 1 公民権行使 2 産前産後休暇 3 育児時間 4 生理休暇 5 介護休暇 (特定の職に引き続き在職した期間が1年以上である者等に限る。) |
| その他の任用条件 | 任用期間が満了の際は、別に発令することなく退職する。 |

上記のとおり任用が決定されたから通知する。

平成 年 月 日

三重県教育委員会 印

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

発 行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印 刷
有限会社第一プリント社